

建築制限内容

平成23年11月11日から
被災市街地復興特別措置法
土地の形質の変更 建築物の新築、改築又は増築
都道府県知事の許可を要する
① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 例) 郵便局、学校、官公署などの公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
② 通常の管理行為、軽易な行為 例) 既存建築物の敷地内の車庫・物置等 ・農林漁業のための物置、作業小屋等
③ 都市計画事業の施行等として行う行為 例) 都市計画決定された道路
① 将来行うべき市街地の整備改善に支障とならないと都道府県知事が判断したもの 例) 復興計画等に適合する工場などの産業関連施設
② 0.5ha以上の土地の形質の変更で、市街地の整備改善のための措置の実施を困難にしないもの
③ 自己居住、自己業務の建築物で次のもの イ) 2階以下(地階なし) ロ) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等 ハ) 容易に移転、除却可能 ニ) 敷地面積300㎡未満
④ 自己居住、自己業務以外の建築物で③のイからハまでに該当するものを新築、改築又は増築しようとする場合で、買い取りの申し出に対して土地を買い取らないこととした場合 例) 貸倉庫
最長で発災から2年間 平成23年11月11日～平成25年3月10日まで